

臨時株主総会招集のための基準日設定に関する公告

当社は、2026 年 12 月に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、会社法第 124 条の規定に基づき、以下のとおり基準日を設定いたしましたので公告いたします。

1. 基準日 2026 年 10 月 3 日（土）
2. 公告日 2026 年 9 月 19 日（土）
3. 権利の内容 2026 年 10 月 3 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、2026 年 12 月に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

2026 年 9 月 18 日

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号
株式会社 DA ホールディングス
代表取締役 荒金 和則